

【 別 紙 】

国 河 環 第 8 8 号

平成20年2月25日

四国地方整備局長 殿

国 土 交 通 大 臣

肱川水系山鳥坂ダム建設事業に係る環境影響評価書に対する
国土交通大臣意見について（回答）

平成19年11月27日付け国四整企画第87号にて肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書の送付を受けたので、環境影響評価法第24条の規定に基づき別紙の通り意見を述べる。

I. 送付された環境影響評価書についての国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

1. 本事業については、原石山予定地、付替道路の改変面積を極力減少させる等、環境影響の低減に向けた取り組みが見られるところであるが、事業の実施に当たっては、環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるよう、より一層の環境影響の低減に努めること。
2. 環境保全措置等の実施に当たっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮すること。
3. 今後、事業実施に伴い必要となる環境に関する調査及び対策等については、内容及び費用を公表すること。

II. 環境大臣意見を踏まえた国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

1. クマタカ及びサシバについて

事業実施区域では、これまでの調査でサシバのつがいの繁殖が確認されており、また、クマタカのつがいの繁殖活動も過去に確認されていることから、今後も、事業実施区域において、クマタカのつがい及びサシバのつがいの生息及び繁殖が確認される可能性がある。

このため、工事の実施に当たっては、クマタカのつがい及びサシバのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認するための事後調査を実施し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ工事を中断する等の環境保全措置を実施すること。

2. ヤイロチョウについて

本事業は、ヤイロチョウの生息又は繁殖が確認された範囲を含む区域で実施されるものであることから、繁殖地等への人の立入り等により、その繁殖に影響を及ぼすおそれがある。

このため、工事の実施に当たっては、繁殖期前にヤイロチョウの生息状況を確認するための事後調査を実施し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ繁殖地等への人の立入りを制限する等の環境保全措置を実施すること。

3. 山鳥坂ダム貯水池の富栄養化について

山鳥坂ダム貯水池では、リン及びクロロフィル a の値の年間の変動幅が大きいなど富栄養化に関する水質監視の必要性があると考えられる。

このため、山鳥坂ダム貯水池の富栄養化に関する水質監視を実施し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ対策を検討すること。

4. ダム下流河川の生態系について

ダム下流河川の流況の安定化、流出土砂の減少等により、ダム下流河川においては、魚類及び底生動物の生息状況の変化が想定されることから、ダムの管理に当たっては、河床高及び河床構成材料の状況に応じ、ダム下流河川への影響をできる限り回避、又は低減するための措置を検討すること。